

ほくでん双珠別ダムからの放流について

ダムの水門を開けて水を流すときは、川沿いに設置したスピーカーまたはサイレンによりお知らせしますので、水難事故防止のため河川から離れてください。

特に、魚釣りや子どもの川遊びなどは十分注意願います。

水門から水を流すのは、

- ①雪どけや降雨などにより川の水が増えたとき
- ②発電設備を点検補修するとき
- ③車両転落事故など予測できない事故があったときなど

▼放流する時は川沿いの皆さまへ周知します。

スピーカーによる周知

ダム放流を開始する時、ダム放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

ダム放流量が30m³/秒、105m³/秒になった時、放送します。

サイレンによる周知

ダム放流を開始する時、ダム放流により川の水が増え始める約10分前からサイレンを吹鳴します。

ダム放水量が、30m³/秒、105m³/秒になった時、サイレンを吹鳴します。

☎ 北海道電力株式会社 日高水力センター
TEL 01457-6-2076

8月は北方領土返還要求運動強調月間です

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北海道では、この北方領土問題の解決に向け、道民世論の結集を図り、国の外交交渉を積極的に後押しするため、旧ソ連邦が日本に対し宣戦を布告し、北方四島の占拠を開始した月である8月を「北方領土返還要求運動強調月間」として、重点的に返還要求運動を実施しています。

道民の悲願である北方領土の一日も早い返還の実現に向け、本年も、道、市町村及び関係機関が連携し、返還要求運動に取り組みます。

☎ 北海道総務部北方領土対策本部
TEL 011-204-5069

夏休みラジオ体操

千歳子ども会

日時：7月27日～8月17日 午前7時から

場所：保育所グラウンド

その他：土・日曜日と8月11日～15日（お盆）はお休みします。

青空子ども会

日時：7月27日～8月17日 午前7時から

場所：川添集会所前

その他：土・日曜日と8月11日～15日（お盆）はお休みします。

トマムキッズクラブ

日時：7月27日～8月10日 午前7時から

場所：トマム支所前

その他：日曜日は休みします。

☎ 占冠村公民館 TEL 56-2183

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習（30分）

◎8月6日（月） 13時～

◎8月15日（水） 13時～

■一般講習（1時間）

◎8月6日（月） 14時～

◎8月15日（水） 14時～

■違反講習（2時間）

◎8月10日（金） 13時～

◎8月24日（金） 13時～

占冠村の放射線量の状況（7月分）

測定日 平成30年7月10日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	9:30	曇	0.033
双民館グラウンド	9:50	曇	0.057
占冠地域交流館グラウンド	10:10	曇	0.046
占冠保育所グラウンド	9:35	曇	0.043
トマム学校グラウンド	10:50	曇	0.060
トマム保育所グラウンド	11:00	曇	0.037

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局 0.0209～0.0900）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/>

■お問い合わせ 総務課総務担当 電話 56-2121

⚠️ 雷に注意しましょう

旭川市の雷日数（平年値）を見てみると、8月が1.9日、9月が2.1日の発生で、夏から秋にかけて多くなっています。

雷から身を守るためによく「時計、めがねなどの金属類をはずす」と思われている方も多ですが、これはあまり効果がありません。その理由は、人間の体の大部分が水分であり、雷は水に流れやすいためです。

雷から身を守るためのポイントを紹介しますので、参考にしてください。

- 遠くの雷も短時間で頭の上にくることがあります。ピカッ・ゴロと感じたら屋外から室内、車内に避難してください。
- とがったものは危険（電流を流しやすい）です。傘、釣竿あるいはゴルフクラブ等は手放すか、頭の位置より低くしてください。
- 逃げ場がないときは、姿勢を低く（足を閉じてうずくまる姿勢）して雷雲が去るのを待ってください。

☎ 旭川地方気象台
TEL 0166-32-7102

■ ご厚志に感謝いたします

原 清子さん（字中央）から、奨学資金として使用していただきたいと、心温まるご寄附をいただきました。

占冠村

⚠️ 民泊のルールができました

ここ数年、日本でもホテルや旅館以外に、空き家やマンションの空き室を個人が有料で宿泊させる民泊サービスが、急速に普及しています。そこで、民泊に関する新しいルール「住宅宿泊事業法（民泊新法）」が今年の6月15日から施行されました。

空き部屋で民泊事業を行う場合、都道府県知事などへの届出が必要で、届出番号が記載された標識の掲示、衛生確保措置や騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成などが義務付けられました。ルールに違反すると罰則もあります。また、空き家を民泊に利用する場合（家主不在型）などは、このほかに住宅宿泊管理業者に委託することなどが義務付けられました。

【民泊サイトでの契約に関するトラブル】

- ・現地に行ってみたら、予約した建物が存在しない
- ・オートロックで鍵が開かず、連絡先もわからない
- ・キャンセル料金が高額
- ・宿泊先に到着すると別の人が既にいた
- ・清掃がされていない、ゴミが散乱
- ・申し込みの時には記載のなかった高額な清掃料が予約完了メールに記載されていた

民泊はインターネットを用いての契約のため、思わぬトラブルが発生する可能性があります。届出がされている事業者であるか、契約条件などを確認し、慎重に利用しましょう。

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。

●月収が15万8000円以下の方。

（例えば、給与収入で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）

※单身の方でも入居できます。

※連帯保証人が2人必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね9月3日（月）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当

☎ 56-2172

村営住宅等入居者募集のご案内

募集団地	●受付期限 8月15日(水)
●中央地区 4戸 ○中央団地 1LDK 2戸 3LDK 1戸 ○第2中央団地 2LDK 1戸	●トマム地区 2戸 ○第2トマム団地 3LDK 2戸
※みなし特公賃住宅は、所得基準が異なります。詳しくは、建設課建築担当へお問い合わせください。	
※トマム地区の子育てや夫婦世帯向け賃貸住宅の入居者も募集しています。 3LDK 2戸	
詳しくは、村ホームページでご確認ください。	

皆様の入居をお待ちしています